

JANPU 看護学士課程教育の質を高めるカリキュラム開発に関する研修会

看護学教育カリキュラム、 その制度の理解について

2017年12月25日

日本看護学教育評価機構(仮称)設立準備委員会

JANPU担当理事

菱沼典子(三重県立看護大学)

大学の役割(私見)

- 知を創造する。
- 新しい知を発信する。
- 創造した知を含め、蓄積されている知を体系化し、次世代に伝える。
- 社会人として通用する人材を輩出する。

教育基本法 昭和22年/平成16年

第7条(大学)

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

なぜ看護を大学教育にしているのか あるいは 看護は学として成り立っているか

- 看護は変化するニーズに対応して、新しい取り組みをしていかなければならないからこそ、知の創造(事象の探求と言語化)が必要。それを行うのは大学。
- 蓄積されている知に新しい知を加えて、看護の知を体系化する必要があり、それも大学が行うものである。

大学教育において看護学生は

- 今あるさまざまな学問分野の知を学ぶ。
- 知の活用方法を体得する。
- 知の創造に加わる。
- 看護学を学ぶことにより、看護職に必要な知識を
獲得する。

看護系大学の法的規定

1) 大学として

教育基本法－学校教育法－大学設置基準

2) 保健師助産師看護師の養成施設として

保健師助産師看護師法－保健師助産師看護師
学校養成所指定規則

保健師助産師看護師法 昭和23年

第二十一条 看護師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。第四号において同じ。)において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者

二 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者

三 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者⁷

文部科学省令・厚生労働省令で定める基準とは



保健師助産師看護師学校養成所指定規則
昭和26年文部科学省・厚生労働省令

- 看護師になるのに必要な学科とは
指定規則の別表3(教育内容と単位数)。
- 「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」は、大学には該当しない。

学校教育法 昭和22年

第八十三条

大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

大学設置基準：昭和31年文部科学省令

第一章 総則 大学を設置するのに必要な最低の
基準、水準の向上に努めるべき

第二章 教育研究上の基本組織

第三章 教員組織

第四章 教員の資格

第五章 収容定員

第六章 教育課程

第七章 卒業の要件等

第八章 校地、校舎等の施設及び設備等

以下略

大学設置基準

第十九条（教育課程の編成方針）

大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

第二十条（教育課程の編成方法）

教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

第二十一条（単位）

一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成する。授業の方法に応じ、授業と授業時間外に必要な学修等を考慮し、大学で決める。

講義及び演習：授業は15時間～30時間

実験、実習及び実技：授業は30時間～45時間

カリキュラムという用語について

- 教育課程(カリキュラム)
教育目標を達成するために、単位化された教科目による教育内容と学習支援を総合的に計画したものの。
- カリキュラムという用語は、教育目標を達成するための、教科目によらない学習活動も含めた意味で用いられることもあるが、ここでは設置基準でいう教育課程のことをカリキュラムと呼ぶ。

看護系大学のカリキュラム編成における 前提条件

- 4年間(大学設置基準による在学年数)
- 124単位以上(大学設置基準による卒業に必要な単位数)
- 13単位は教養基礎の内容(保健師助産師看護師学校養成所指定規則による)
- 84単位は看護専門分野の内容(保健師助産師看護師学校養成所指定規則による)
- したがって大学が自由に決められるのは27単位～

教育理念

どういう人材の育成を行い、それによってどのように社会に役立とうとしているのか、その大学・学部・教育プログラムの使命

教育目標

どういう能力を持った人材を育成するか、教育理念を具体化したもの

ディプロマポリシー(卒業の認定に関する方針)

卒業・修了までに学生が身につける能力と、その能力を獲得したことを何によって判断するかを考えを示し、学生が学修成果の目標とするもの

カリキュラムポリシー(教育課程の編成及び実施に関する方針)

ディプロマ・ポリシーを満たす人材の育成のために、どのような教科目を編成するか、どのような教育内容、教育学修方法で行うか、どのように到達度を評価するかを考え方

カリキュラム

教育目標を達成するために、単位化された教科目による教育内容と学習支援を総合的に計画したもの

教科目

科目名称、単位数、学年配置、担当者、科目目標、DP・CPとの関連、授業計画(内容・教授方法・課題等)、評価方法等

教育課程(カリキュラム)は大学独自

- 大学設置基準や保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた決まりは満たす必要がある。
- 各大学の設置の目的、教育目標とによって、各大学独自の教育課程が編成される。

各大学がカリキュラムを編成するときの 参考資料

- 日本学術会議：大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準（看護学分野）（平成29年9月29日）
- 文部科学省大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会：看護学教育モデル・コア・カリキュラム～「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標～（平成29年10月31日）
- 日本看護系大学協議会：看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標（案）

常に看護系大学が自問すべき課題

- 研究による知の創造がなされているか。
- 創造した知はカリキュラムに生かされているか。
- 学生が知の創造に加わっている実感をもてるカリキュラムになっているか。
- カリキュラムが知の伝達に終始してはいないか。